

議案番号	件 名																
提案課名	内 容																
議案第48号	三田市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について																
人 事 課	<p>【改正の趣旨】 加齢による心身や家庭の諸事情に関わらず、誰もがいきいきと働き続けることを目的に、地域貢献活動等への従事や退職後のライフステージの設計に配慮できる職場環境を整備するため、地方公務員法第26条の3の規定により、新たに高齢者部分休業制度の導入に伴う所要の整備を行うもの。</p> <p>【根拠法令】 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第26条の3</p> <p>【関連条例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年三田町条例第35号) ・三田市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和43年条例第16号) ・三田市民病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成21年条例第25号) ・兵庫県市町村職員の一般職の職員の退職手当に関する条例(昭和56年組合条例第5号) <p>【制定の内容】</p> <table border="1" data-bbox="411 1290 1445 1753"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> <th>条文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>趣旨</td> <td>誰もがいきいきと働ける職場環境の推進</td> <td>第1条</td> </tr> <tr> <td>休業の範囲</td> <td>1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内</td> <td>第2条第1項</td> </tr> <tr> <td>年齢要件</td> <td>55歳以上</td> <td>第2条第2項</td> </tr> <tr> <td>給与の減額</td> <td>勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。 減額対象は、給料、地域手当、管理職手当、特殊勤務手当(月額で支給するものに限る。)</td> <td>第3条</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施行期日】 令和5年4月1日</p>		項目	内容	条文	趣旨	誰もがいきいきと働ける職場環境の推進	第1条	休業の範囲	1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内	第2条第1項	年齢要件	55歳以上	第2条第2項	給与の減額	勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。 減額対象は、給料、地域手当、管理職手当、特殊勤務手当(月額で支給するものに限る。)	第3条
項目	内容	条文															
趣旨	誰もがいきいきと働ける職場環境の推進	第1条															
休業の範囲	1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内	第2条第1項															
年齢要件	55歳以上	第2条第2項															
給与の減額	勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。 減額対象は、給料、地域手当、管理職手当、特殊勤務手当(月額で支給するものに限る。)	第3条															